

誓 約 書

私は、市営墓地の使用申込みに当たり、下記墓地使用許可条件を遵守することを誓約します。

つきましては、墓地使用許可後において、これに反したときは、使用許可が取り消され、既納の使用料が返金されなくても異議を申しません。

＜墓地使用許可条件＞

- ① 建墓するには事前に市担当者との立ち会いにより使用区画の範囲を確認すること。
- ② 許可後２年以内に墓石設置の基礎工事を完了すること。
- ③ 墓地を使用しなくなった場合は必ず『墓地返還届出書』を高山市契約管財課または国府支所へ提出すること。その場合、使用した墓地は更地にして返還することとし、その状況がわかる現況写真を添付すること。
- ④ 墓地の使用権を転貸、譲渡することはできない。ただし、祖先の祭祀を主宰する者（承継人）への譲渡はこの限りでない。
- ⑤ 自然現象及び自然災害、又は市が墓地管理上墓標に損傷を与えることがあっても、市はそれらの損害を一切補償しない。
- ⑥ 墓地区画については、土台部分および周囲のブロック塀等（地中にコンクリート部分（カロートや基礎の一部等）が存在する場合にはそれらも含める）を含めた現況有姿での引渡しを受け、利用開始後は責任を持って管理していくこと。利用開始後に撤去及び補修する場合にかかる費用について市は一切負担しない。
- ⑦ 市の正当な理由により墓標の移築を要求したときは、速やかに移築すること。ただし、移築にかかる費用について市は一切負担しない。
- ⑧ 宇津江墓地の維持管理費は、納期限までに納付すること。
- ⑨ 既納の使用料等は返還しない。

令和 年 月 日

高山市長

申請者 住 所

氏 名

（自署）